

第 3 回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 9 日(火)午後 2 時 00 分～午後 4 時 20 分
- 2 場 所 市役所東庁舎 4 階 特別会議室
- 3 出席者【会長】金子 憲
【職務代理】小島 昌夫
【委員】本田 文栄、小山 洋子、竹内 潤三、堀江 秀徳、梅山 政尚、
沖倉 美枝、小山 愛
【事務局】河野企画部長、大武財政課長、尾嶋主査、小山主任
【説明員】並木土木課長、井上係長、多田主任
- 4 欠席者 長谷川 江里子
- 5 議 題 (1)動物公園入園料
(2)動物公園駐車場使用料
(3)公園運動場使用料
(4)富士見公園クラブハウス使用料
(5)公園夜間照明使用料
(6)堰下レクリエーション広場使用料 I
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第 3 回羽村市使用料等審議会を開催する。

なお、本日は長谷川委員が欠席であるが、羽村市使用料等審議会条例第 5 条第 3 項に規定する定数に達しており、審議会が成立していることを報告する。

【会長】

ただいまから、第3回羽村市使用料等審議会を開催する。

本日は、動物公園入園料について、受益者負担の適正化という観点に加え、動物公園が有する公共的役割をどのように位置付け、その役割を将来にわたっていかに維持・充実させていくべきかという点も踏まえ、総合的な観点から審議いただく重要な議題となっている。

委員各位におかれては、前回に引き続き、それぞれのお立場や知見を踏まえ、忌憚のない御意見を頂くとともに、幅広い観点から活発かつ有意義な議論をお願いします。

1 審議事項

(1)動物公園入園料

【会長】

審議事項(1)「動物公園入園料」について、所管課から説明をお願いします。

【説明員】

…(資料 1-1～1-5 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【職務代理】

3 年前に 18 歳未満の入園料を無料としているが、無料にする前後で 18 歳未満の入園者数がどのように変化したか確認したい。

【説明員】

子供の入園者数については、確認し後程回答する。

なお、指定管理者からは、学校帰りに入園する中学生、高校生の姿が以前よりも多く見られ、動物公園の出入りを繰り返す小学生もいるなど、以前よりも子供の入園者は増えているとの報告を受けている。

【会長】

客観的なデータを何ら示さないまま、指定管理者の主観的な印象のみに依拠して、「以前よりも子供の入園者は増えている」と説明することは、現場における主観的な認識を、客観的な事実であるかのよう扱うものであり、政策判断の根拠として適切とは言えない。

入園料無料化という施策の効果を評価するのであれば、実際の入園者数の推移をはじめとする客観的なデータに基づき、無料化の実施前後でどのような変化が生じたのかを検証する必要がある。特に、行政が政策判断を行い、その判断の妥当性を説明するに当たっては、主観的な印象や経験則のみに依拠するのではなく、客観的事実及び検証可能なデータに基づいて判断することが求められる。

したがって、少なくとも、「以前よりも子供の入園者が増えている」と主張するのであれば、何年何月など、どの時点と比較して増加したのか、また、その増加をどのような数値によって確認したのかを明らかにする必要がある。さらに、その入園者数の増加が、単なる経年変化やその他の要因によるものではなく、入園料無料化による効果であると判断するのであれば、その因果関係を示す客観的根拠を明らかにした上で、客観的かつ合理的に説明すべきである。

【委員】

近隣の動物公園と比較すると、中学生から入園料を徴収しているケースが多いということがわかる。市では 18 歳未満を無料としており子供に対して手厚く還元している状況にあるが、この背景について確認したい。

【説明員】

令和 5 年度に入園料を改定するまでは子供からも入園料を徴収していた経過がある。市では「こども計画」を策定するなど「こどもまんなかはむら」として子供施策に力を入れていることから、18 歳未満を無料とし、親世代に負担をお願いしてきたところである。

【委員】

中学生においては、義務教育期間中ということもあり、入園料を無料とすることは理解できるが、東京都の最低賃金が 1,200 円を超える状況において、高校生の入園料を無料とすることは特別な扱いではないかと感じている。高校生世代においても子育て支援の一環として、無料としているという理解でよいか。

【説明員】

親の視点からすれば高校を卒業するまでは子供という感覚であり、民法の改正により 18 歳から成人となったことから、高校生世代となる 18 歳までは子供であると認識している。

これまでは、乳幼児や小学校低学年の利用が多く、中学生、高校生は利用が少ない状況にあったが、この利用が少ない中学生、高校生に気軽に利用してもらうため入園料を無料とし、生涯を通じて動物公園を利用していただきたいという考えもあり、18 歳未満を無料としている。

また、後程回答するとして子供の入園者数であるが子供の入園者数は、令和 4 年度が 7 万 4,000 人に対し、令和 7 年度は 7 万 2,000 人となっている。子供の入園者数の減少率は 2.7%に対し、動物公園全体の入園者数の減少率は 14.4%であることから、子供の入園者数は減少したものの、減少

割合は緩やかであるため、18歳未満を無料とした効果が出ていると捉えることもできる。

【会長】

所管課の説明に関して、3点、懸念点を申し上げたい。

1点目は、子供の入園者数に関する事実認識と、入園料無料化の効果についてである。

先ほどの所管課の説明では、子供の入園者数は、令和4年度の7万4,000人から令和7年度には7万2,000人へと、実数で2,000人減少しているとのことであった。

特に、所管課が説明した、「子供の入園者数の減少率は2.7%に対し、動物公園全体の入園者数の減少率は14.4%である」という比較については、その意味を正確に捉える必要がある。

この比較から言えるのは、子供の入園者数の減少が、動物公園全体の入園者数と比較して相対的に緩やかに減少しているということにとどまるのであって、子供の入園者数そのものが増加したことを示すものではない。減少率が2.7%である以上、子供の入園者数は実際には減少しているのである。この数値のみを根拠として、入園料無料化の効果を裏付ける分析としては不十分である。

入園料無料化の効果を主張するのであれば、単なる減少率の比較だけではなく、無料化の実施前後における子供の入園者数の推移を具体的に比較するとともに、人口動態、天候、イベントの開催状況など、その他の要因による影響も踏まえた上で、無料化と入園者数の変化との因果関係を客観的に検証し、その根拠を示すべきである。

2点目は、18歳を無料対象に含めることについての政策的根拠である。

所管課からは、「親の視点からすれば、高校を卒業するまでは子供という感覚がある」との説明があったが、こうした主観的かつ曖昧な認識を制度設計の根拠として持ち出すことも、適切ではない。

仮に、18歳を無料対象に含めるのであれば、本来示されるべきは、少なくとも、18歳を対象に加える政策上の理由、無料対象者数がどの程度増加するのか、そしてその結果として入園料収入にどの程度の財政的影響が生じるのかについて、具体的なデータに基づく説明である。

こうした具体的なデータや政策的根拠を示すことなく、主観的な認識のみをもって無料対象年齢の拡大を正当化することは、制度変更に求められる説明責任を十分に果たしているとは認め難い。

3点目は、18歳を「子供」と位置付けることについての説明の整合性である。

所管課は、「民法の改正により18歳から成人となったことから、高校生世代となる18歳までは子供であると認識している」とも説明していた。

この説明では、法的には18歳を成人として扱う一方で、入園料制度においては、18歳を子供と位置付けるものであり、説明に論理的な整合性を欠いているとの指摘を免れない。

以上のことから、所管課には、まず、子供の入園者数が実際には減少しているという事実を正確に認識し、提示した数値と整合する説明を行うことを求めたい。

あわせて、入園料無料化の効果については、単なる減少率の比較ではなく、無料化との因果関係を客観的に検証した具体的な根拠を示すことを求めたい。

さらに、18歳を無料対象とするのであれば、その政策的必要性、対象者数、財政的影響、そしてなぜ18歳までを無料対象とするのかという年齢基準の合理性について、具体的なデータと明確な根拠に基づいて説明することを求めたい。

制度を変更する以上、その判断は主観的な感覚ではなく、明確な政策目的と客観的なデータ、そして合理的な基準に基づいて行われるべきである。

【職務代理】

18歳未満の入園料を無料としたことにより、入園者数が2倍、3倍に増えている訳ではないという理解でよい。

【説明員】

入園者数が2倍、3倍に増えている訳ではないが、高校生が居場所として利用しており、園内で飲食物等を購入いただいている現状もあるため、入園料を無料とした効果が出ているものと認識している。

【会長】

繰り返しになるが、入園料無料化の効果を主張するのであれば、少なくとも、無料化の実施前後における子供の入園者数の推移を示すとともに、無料化以外に入園者数に影響を及ぼし得る要因についても考慮した、客観的な検証結果を示すべきである。これらが示されない限り、「入園料を無料とした効果が出ている」とする現在の説明は、客観的なデータに基づいて効果を検証した結果とはいえず、所管課の主観的な認識にとどまるものであって、政策判断の根拠としては説得力を欠く。

【職務代理】

大まかな数値で構わないので、18歳未満の入園者のカテゴリー別の内訳を確認したい。

【説明員】

18歳未満の入園者のうち、乳幼児が何割、小学生が何割といった内訳は数字を持ち合わせていない。調べられる範囲として、団体利用の免除申請の状況から、幼稚園児や保育園児の割合は確認できるが、中学生、高校生がどの程度利用しているかは確認できない。

【会長】

今回の制度変更に関する審議の進め方及び、審議の前提となる資料の在り方について、一言申し上げたい。

所管課が、中学生及び高校生が、実際にどの程度利用しているのかについて、「確認できない」と説明していた。しかし、これは単なるデータ不足の問題ではない。

当該年齢層を無料対象とすることの妥当性を判断するために必要な基礎的データを、行政として十分に把握していないということであり、制度変更の必要性や合理性を検討する上で、看過できない問題である。

特に、先ほど、所管課は、「入園料を無料とした効果が出ている」とも説明していた。しかし、入園料無料化の効果が出ていると主張しながら、無料対象となっている中学生及び高校生の利用者数や、無料化前後における利用状況の変化を把握していないのであれば、無料化の効果を客観的に検証したとは言えない。

そうしたデータを把握しないまま「効果が出ている」と説明するのであれば、その評価が何を根拠としているのか、明確にする必要がある。

さらに、今回の制度変更に関する審議の進め方そのものについても、重大な問題があると考える。

羽村市の過去の使用料等審議会においても、入園者の年齢構成について、資料がないため詳しく把握できない旨の説明がなされており、既に資料不足の問題は以前から指摘されていた。

過去の審議会において既に資料不足が指摘されていたのであるから、今回、制度変更を議論するに当たっては、まずその課題を解消し、必要な基礎資料を整えることが行政として当然に求められるのではないかと。

それにもかかわらず、今日に至るまでその課題を解消しないまま、今回、再び同じような資料不足の状態、入園料の無料対象年齢を拡大するという制度変更について審議しようとしている。この点については、強く疑問を呈せざるを得ない。

今回の制度変更の是非を、審議の前提となる基礎資料を欠いた状態で論じることは、合理的な根拠を欠くまま結論を導こうとすることに等しく、審議の在り方として、極めて問題である。

審議会として適切な判断を行うためにも、まずは審議の前提となる必要な資料を整備することを求

めたい。

【委員】

他の動物園においては、施設それぞれに魅力的なコンテンツがあるが、羽村市動物公園にはどのような魅力があると認識しているのか確認したい。

【説明員】

羽村市動物公園の当初の設置目的として、近隣には動物園がないことから、地域の子供達へ動物を見せたいという考えが背景にある。

大きな動物園では小さい子供を連れて移動するのが大変であるが、羽村市動物公園は小さい子供でも半日程度で回ることができるコンパクトな施設であり、気軽に安心して子供を連れていくことができることが魅力であると捉えている。

【委員】

改定案では、65歳以上のシニア区分を大人区分に統合することにより、200円から500円に値上げとなるが、改定案の市民を対象としたシニア年間パスポートは1,000円であることから、動物公園を2回以上利用するだけで元が取れることとなる。

園内での飲食物やお土産品が充実していないといった課題はあるが、動物公園の魅力は小動物とふれあえることや子供達の遊び場であることだと認識している。シニア世代は、散歩コースとして利用することもできるので、より一層のPRを行い、年間パスポートの販売促進を図っていただきたい。

【説明員】

今回の改定案では、シニア年間パスポートの利用により、2回以上動物公園を利用することで元が取れることとなる。動物を見るだけではなく、公園内を散歩することで健康増進につながるといったことも動物公園の楽しみ方の一つであるため、動物公園を多く利用いただけるよう、しっかりとPRしていきたい。

また、飲食物やお土産品については、指定管理者の努力によりオリジナルグッズを販売するなど、以前よりは充実が図られているものと認識している。

市では、本年3月に動物公園の管理運営計画を策定したところである。今後はこの計画に基づき、集客方法やPR方法を工夫しながら運営していく考えである。

【委員】

以前、動物のフンなどによる臭いの問題があったと記憶しているが、改善されたのか確認したい。また、獣医が遠方から通園していると聞いたことがあるが、事実なのか確認したい。

【説明員】

臭いについてだが、動物公園内において堆肥を製造し、販売している。風向きによっては臭いが周囲に広がることもあるが、苦情につながっていない。

獣医については、指定管理者が雇用等している獣医がおり、遠方から通園しているという事実はない。

【委員】

動物公園の入園者を見ると、祖父母が付き添いで入園しているケースが見受けられる。今回の改定案ではシニア世代が値上げとなるため、負担増につながると感じたところである。

また、これから夏を迎えることにより、入園者数が減少されることが想定される。動物公園内における暑さ対策としてどのような対策を取っているのか確認したい。

【説明員】

夏季期間、特に7月・8月については、入園者数が減少する状況である。

市としても、暑さ対策は必須であると考えており、公園内のスタディホールをいつでも休める場所として開放している。そのほか、園内でのアイスの販売やミスト設備を設置するなど部分的な対応を行っている。抜本的な対応を行うためには、設備の改修等が必要となることから、そこまでの対策はできていない。

また、シニア料金については、今回の改定案では300円の値上がりとなるため、複数回来園をいただくようであれば、年間パスポートを活用いただきたいと考えている。

【職務代理】

資料1-4を見ると、令和7年度はシニアの入園者が8,500人程度おり、今回の改定案ではこの区分を300円値上げすることとなる。

一方で、子供の入園者は72,000人程度いることから、18歳以下を無料とするよりも、区分を細分化し、中学生や高校生からも一定程度の負担をいただく方が早く効果が出るのではないかと感じたところである。子供の区分を細分化する考えはないのか確認したい。

【説明員】

令和5年度に入園料を改定する前までは、「乳幼児」、「4歳以上の未就学児」、「小・中学生」の3区分を設けていた。このため、入園の際に年齢を確認するという業務が生じていたが、業務の効率化、利用者の利便性向上の観点から子供区分を統合したという経緯があった。

指定管理者としても業務効率につながっていることから、現時点で子供区分を細分化する考えはない。

【会長】

「子供の入園者は7万2,000人程度いることから、18歳以下を一律に無料とするよりも、子供の区分を細分化し、中学生や高校生からも一定程度の負担を求める方がよい」という委員の指摘に対し、所管課が、「業務効率につながっていることから、現時点で子供区分を細分化する考えはない」と回答している。

しかし、この所管課の回答は、委員の指摘の趣旨に正面から答えるものとは言えず、問題の所在を十分に踏まえた回答とはなっていない。業務効率は考慮すべき要素の一つに過ぎず、それだけで料金体系の合理性を説明することはできない。

そもそも、委員の指摘の趣旨は、年間7万2,000人程度に及ぶ子供の利用実態を踏まえ、受益者負担の適正化及び負担の公平性の観点から、「18歳以下」を一律に無料とする料金体系が合理的であるのかを検証するとともに、年齢区分に応じた一定の負担を求める料金体系、特に、中学生や高校生にも一定の負担を求める余地について検討すべきではないか、という点にある。

これに対し、所管課が、「業務効率につながっている」ことを理由として子供区分を細分化する考えはないと回答することは、委員の指摘の趣旨に正面から答えるものとなっていない。これは、料金体系の妥当性という本質的な論点を、運営上の事務負担という別の論点に置き換えるものであり、説明として不十分である。

仮に、「18歳以下」を、「小学生」「中学生」「高校生」といった年齢区分に細分化することによって、年齢確認や料金徴収に係る事務負担が増加するのであれば、その負担が具体的にどの程度生じるのかを明らかにした上で、中学生や高校生を有料化した場合に見込まれる入園料収入その他の財政的影響と比較検討すべきである。

こうした具体的な比較検討を行わないまま、業務効率のみを理由として制度の見直しを否定することは、制度変更に伴う事務負担と、それによって得られる財政的效果や受益者負担の適正化等を比較衡量したものとは言えず、現状維持の合理性について十分な根拠が示されていない。

したがって、所管課においては、年間 7 万 2,000 人程度という利用実態を踏まえ、受益者負担の適正性、利用者間の負担の公平性、中学生・高校生の具体的な利用実態、中学生・高校生を有料化した場合に見込まれる入園料収入等の財政的影響、制度変更に伴って生じる年齢確認・料金徴収等の事務負担及び追加的なコストについて、総合的に比較検討した上で、なぜ「18 歳以下」を一律に無料とする料金体系が合理的であるのかを、客観的かつ具体的に説明すべきである。

これらの検討を行わないまま、「業務効率につながる」ことのみを理由として現状維持を正当化することは、料金体系そのものの妥当性についての説明を欠くものであり、現行制度を維持することの合理性について十分な根拠が示されていないとの指摘を免れない。受益者負担の適正化や負担の公平性を審議する以上、説明責任の観点からも、業務効率だけでなく、財政的效果や利用者間の負担の在り方を含めた総合的な検討が必要である。

【委員】

入園者数の減少がある一方で、駐車場の利用台数が増えている状況にある。この理由を確認したい。

【説明員】

駐車場については、令和 5 年度に機械化する前までは、土日祝日のみ駐車料金を徴収していたため、料金徴収を行っていた土日祝日の利用台数を集計している。

機械化以降は平日についても駐車料金を徴収することとなったため、収入金額及び利用台数が増加している。

【委員】

先ほどの質疑において、市の施策として子供を無料としているとのことであった。入園料については、中学生から徴収するなど細分化すべきと考えるが、市の施策として子供を無料とするのであれば、仕方がないことだと考える。

【委員】

市としては、これ以上の人口減少を防ぎ、増加させていきたい考えがあるものと認識している。この点から、子供を優遇していくという考えは一理あると認識している。

【職務代理】

入園時の年齢確認など事務が煩雑になることが想定されるが、子供の区分については「小学生以下」、「中学生」、「高校生」の 3 区分程度に細分化することを検討いただきたい。

【委員】

子育て施策の充実により、東京都内においては出生率が上がったと聞いている。市においても、東京都と同様に子育て施策に力を入れていることから、子供の入園料については無料でよいのではないかと考える。一方、改定案ではシニア年間パスポートが 1,000 円と、これまでの年間パスポートよりも

500 円安くなっている。2 回以上の利用で元が取れる状況では安すぎるため、従来通り 1,500 円で据え置きとしてはどうかと考える。

【委員】

今後動物公園の入園者が減少すれば、近い将来入園料の値上げを行う必要が生じることとなる。そのようなことが起こらないよう、綿密なデータに基づいた検討を行う必要があると考える。

大きな動物園と比べ、羽村市動物公園は魅力に乏しいという印象であるため、しっかりとした PR をしていないと、入園者が益々減少するのではないかと考える。

【会長】

動物公園全体の入園者数は、令和 4 年度の 21 万 4,000 人から令和 7 年度には 18 万 3,000 人へと、約 3 万 1,000 人減少している。これは、約 14.5%の減少に当たる。

現在の入園料は、18 歳未満無料として運用されている。したがって、入園料無料化が実施されたにもかかわらず、動物公園全体の入園者数が増加するどころか、大幅に減少しているという事実について、まず正面から検証する必要がある。

利用者数が伸びていないという結果が確認されている以上、検証されるべきは、入園料無料化の効果そのものにとどまらない。すなわち、動物公園そのものの魅力向上に向けた取組が十分であったのか、また、来園を促すための企画、展示、イベント、広報その他の運営上の工夫が実効性を伴う形で講じられていたのかについても、併せて検証する必要がある。

入園料を無料としても利用者数の増加につながっていないのであれば、問題の所在は、価格設定のみにあるのではなく、展示方法、イベントや企画の実施状況、広報・情報発信の在り方など、運営面における取組やその効果についても検証し、入園者数が減少している要因を多面的に分析する必要がある。

こうした点に関する検証を欠いたまま、入園者数が減少しているという結果を十分に説明することなく、入園料無料化の効果を肯定的に評価することは、客観的かつ合理的な政策評価として十分とは言えず、行政に求められる説明責任の観点からも適切ではない。

【会長】

これまでの議論を総括し、動物公園入園料について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

動物公園の運営には、施設の維持管理、動物の飼育、展示その他のサービスの提供に相応の経費を要している。このような施設の利用に係る費用については、受益者負担の原則に基づき、利用者に対して、その受益の程度に応じた一定の負担を求めることが基本である。

こうした観点からすると、「18 歳以下」であるという年齢のみをもって一律に無料とする制度については、受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から、慎重に検討する必要がある。

特に、現行制度が「18 歳未満」を無料対象としている以上、今回、所管課が提案する「18 歳未満」から「18 歳以下」への変更は、これまで有料であった 18 歳の者を、新たに無料対象へ加えるものであり、実質的には無料対象者を拡大する制度変更である。

このような制度変更を行うのであれば、少なくとも、なぜ 18 歳を新たに無料対象とする必要があるのかという政策的必要性、無料対象者の増加に伴ってどの程度の財政的負担が生じるのか、無料化によってどの程度の利用促進効果が見込まれるのか、さらに、受益者負担及び負担の公平性にどのような影響を及ぼすのかについて、具体的なデータに基づき、客観的かつ合理的に説明する必要がある。

しかしながら、これまでの審議においては、これらの点について、十分かつ具体的な根拠が示されたとは言い難い。

また、動物公園全体の入園者数が減少している状況に照らせば、無料化による利用促進効果を評価するに当たっては、実際の入園者数の推移その他の客観的データに基づき、無料化と利用者数の変化との関係を、慎重かつ客観的に検証する必要がある。

さらに、これまでの審議で確認された通り、子供の入園者数についても、実数として増加していることを示す根拠は確認できず、動物公園全体の入園者数も減少している。

このような状況を踏まえれば、単に指定管理者等の主観的な印象や、減少率の大小のみをもって、無料化による利用促進効果を肯定的に評価することは、客観的かつ合理的な政策評価として適切ではない。

加えて、羽村市の過去の使用料等審議会においても、動物公園については、入園料の水準が低いことや、無料入園者が多いことが論点として取り上げられてきた。そうした過去の審議経過を踏まえるのであれば、今回、無料対象をさらに拡大するのであるから、従前の審議における指摘を踏まえた上で、なぜ現行制度を変更し、18歳を新たに無料対象とする必要があるのかについて、過去の議論との整合性を含め、より具体的かつ説得的な説明がなされるべきである。

しかしながら、現時点においては、過去の使用料等審議会における審議経過を踏まえた制度変更の必要性及び合理性について、十分な説明が尽くされているとは認め難く、制度変更の前提を欠くものと言わざるを得ない。

委員からは、市の施策として子供を無料とするのであればやむを得ないとの意見もあった。しかし、以上述べた通り、現時点で示されている根拠のみをもって無料対象を拡大することは、十分な検証を欠いたまま制度変更を進めるものとの批判を免れない。したがって、以上の論点を踏まえ、使用料等審議会としての結論を、次の通りとする。

現行の利用者負担割合の水準が低いことから、現行入園料の見直しは適当である。

一方で、「18歳以下」を一律無料とする制度については、受益者負担及び負担の公平性の観点から、再検討すべきである。

特に、「18歳未満」から「18歳以下」への変更については、これまで有料であった18歳の者を新たに無料対象に加える実質的な制度拡大であることを踏まえ、その政策的必要性、合理性、財政的影響及び利用促進効果について、具体的データに基づき改めて検証すべきである。現時点で、これらを裏付ける十分な根拠が示されていない以上、所管課が提案する改正案のまま無料対象を拡大することは適当ではない。

入園料の年齢区分については、「18歳以下」を一律の区分として扱うのではなく、「小学生」「中学生」「高校生」といった区分に細分化し、中学生及び高校生等についても、年齢区分に応じて一定程度の負担を求める料金体系について、改めて検討すべきである。

シニア区分についても、年間パスポートを含めた入園料の設定が適切であるかについて、受益者負担、負担の公平性及び他の年齢区分との均衡を踏まえ、制度設計を改めて検討する必要がある。

以上を、動物公園入園料の見直しに関する使用料等審議会としての結論とする。

この結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、動物公園入園料については、ただいま確認した内容の通り決定する。
以上の結論を踏まえ、使用料等審議会としての答申案を取りまとめることとする。

(2) 動物公園駐車場使用料

【会長】

続いて、審議事項(2)「動物公園駐車場使用料」について、所管課から説明をお願いします。

【説明員】

…(資料 2-1～2-4 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

動物公園入園者の滞在時間は半日程度を想定しているとのことだが、駐車場は全日利用の使用料となっている。半日利用の駐車場として回転率を上げ、収益を増やすといった考えはなかったのか確認したい。

【説明員】

入園者の傾向として、開園からお昼までの 2 から 3 時間程度の利用をされている方が多い状況にある。現時点では、駐車場は 1 回 300 円という料金設定であり、時間貸しの駐車場とすることは考えていない。

【委員】

大型連休中に動物公園を利用した際、臨時駐車場も満車で盛況であった。300 円という駐車場使用料は安いといった家族連れの声も聞かれ、私自身も安価だと感じたところである。

子育て世帯としては、入園料、駐車場使用料共に安価であることはありがたいことであるが、昨今の物価上昇を踏まえると、値上げは仕方がない状況だと感じている。その中でも今回の改定案である 400 円はまだ安価であると感じており、値上げ分が施設の整備等に活用されるのであれば、500 円程度までの値上げは許容できるのではないかと考える。

【委員】

駐車場が満車となるのは休日のみで、平日の稼働率が不明である。一般の方も利用できる駐車場であれば、積極的に貸出して収益を上げた方がよいのではないかと考える。

【説明員】

本駐車場は、動物公園の来園者用駐車場となっている。一般の方の利用状況については確認していない。

駐車場使用料を 500 円としてもよいのではないかという意見であるが、近隣の駐車場においては 500 円から 600 円の料金設定となっており、他の動物園においても 500 円から 1,000 円程度の料

金設定となっている。

そのような状況であるが、動物公園の駐車場は少し奥まった場所にあることから、この点を勘案し、改定案では400円としたところである。

【委員】

休日は駐車場が満車となる状況であれば、平日と休日で使用料に差を設けるといった考えがなかったのか確認したい。

【説明員】

これまで一律の料金設定という考えであったため、平日と休日で使用料に差を設けるという考えがなかった。機械式の駐車場であり、設定変更も簡単にできることから、本件については検討したい。

【委員】

大型・中型自動車を利用するのは、幼稚園・保育園や小学校での利用が主となるのでは考えている。そのようであれば、この利用区分の値上げは行わない方がよいのではと考える。

【説明員】

大型・中型自動車の利用においては、普通自動車3台分のスペースを占有することとなるため、3倍の使用料を設定しているところである。

【委員】

平日と休日で使用料の差を設けることや動物公園の利用時間が2時間程度といったケースもあるので、時間貸しの料金設定とするなど検討してはどうか。また、大型・中型自動車については、市内幼稚園・保育園等の利用と市外の利用とで差を設けてよいのではないかと考える。

【説明員】

使用料区分の細分化などについては検討していく。

なお、本駐車場は動物公園の専用駐車場として東京都や警視庁へ届出を行っているため、一般利用の促進については難しい状況にある。

【委員】

動物公園専用駐車場とのことであるが、羽村特別支援学校に来校する方が利用するなど、一般利用しているケースがある。専用駐車場とするのではなく、近隣の公共施設の利用にも使える駐車場として利用の緩和をしていかないと収益があげられないのではないかと考える。

【説明員】

羽村特別支援学校や富士見斎場など近隣の公共施設利用時に駐車場を使用する際は、使用料を免除できる仕組みとなっており、無料で利用いただくことができる。

【会長】

動物公園駐車場使用料について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

動物公園駐車場使用料については、管理運営コストの増加に対応する必要があることに加え、近隣の民間駐車場及び他の動物公園施設における駐車場使用料と比較して、羽村市動物公園駐車場の使用料は低い水準にあることから、現行使用料については、見直しを行うことが適当である。

一方で、先ほどの動物公園入園料に関する議論と同様、駐車場使用料についても、単に使用料を引き上げるか否かという金額の問題だけではなく、利用実態を踏まえ、制度設計そのものを緻密に検討することが重要である。

一般に、利用が集中する時期や時間帯には高めの料金を設定し、利用が少ない時期や時間帯には低めの料金を設定することは、利用の平準化及び収益の確保の観点から、合理性を有する考え方である。

したがって、利用者の多い休日の使用料を高く設定し、利用者が少ない平日の使用料を低く設定することについては、収益確保のみならず、利用実態に応じた負担の在り方という観点からも、検討すべき事項である。

また、現行制度が一日利用を基本とした料金区分となっていることについても、実際の利用状況を踏まえた検討が必要である。

以上を踏まえ、動物公園駐車場使用料については、現行使用料の見直しを適当とするとともに、具体的な料金体系については、利用実態及び収益性等を踏まえ、平日と休日の別による料金設定、半日利用や時間単位の利用区分等を含め、制度設計そのものについて改めて検討することを求めることを、使用料等審議会としての結論とする。

以上の結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、動物公園駐車場使用料については、ただいま確認した内容の通り決定する。

(3) 公園運動場使用料

【会長】

続いて、審議事項(3)「公園運動場使用料」について、所管課から説明をお願いします。

【説明員】

…(資料 3-1～3-4 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

令和6年度と令和7年度の利用人数を比較すると、令和7年度は利用者が大幅に減少している。この理由について確認したい。

【説明員】

利用状況について、団体利用の場合においては、団体から提出される実績報告により人数を把握している。令和6年度の利用が多い理由については把握できていないが、大会等が多く開催された可能

性などが考えられる。

【委員】

値上げについてはやむを得ないと感じているが、夜間照明などの設備や備品の老朽化が進んでいる。使用料を改定することでこれらの設備等の更新につながるのか確認したい。

【説明員】

施設ごとに設備や備品の配備時期が異なっているため、老朽化が進んでいる設備等もある。使用料の改定により設備等がすぐに更新できるとは明言できない。優先順位を付けながら段階的な更新等を行うこととなる。

【委員】

富士見公園のテニスコートを利用しているが、ここ数年設備の更新が行われていない。夜間照明の明るさが足りず、ボールが見えにくい状況にある。施設の更新に時間がかかるということは理解できるが、いつになれば改善されるのか確認したい。

【説明員】

富士見公園テニスコートの照明設備は昭和 60 年に設置した設備であり、照明の清掃を行うなど施設の維持管理を行ってきたところである。この照明設備はハロゲンランプのため、電球の生産中止により新規調達ができず、在庫等を活用している。今後電球の在庫がなくなるため、設備の改修を行う必要があると認識しているが、時期については未定である。

【会長】

ここで、公園の指定管理委託について確認したい。

羽村市では、動物公園と同様に、公園についても指定管理者による管理運営が行われており、その委託料として年間 9,000 万円以上の支出が生じている。令和 5 年度の使用料等審議会においては、公園を指定管理者に委ねることにより、民間等のノウハウを活用し、魅力ある施設運営につなげていく旨の説明がなされていた。

しかしながら、本日のこれまでの委員からの指摘や議論を聞く限り、現時点において、指定管理者制度の導入によって、公園施設の魅力向上が具体的にどのように実現されているのか、また、導入前と比較してどのような効果が生じているのかについては、必ずしも明らかになっていない。

また、公園の指定管理委託については、その導入に至った経緯、委託している業務の具体的な内容、指定管理者に期待している役割や効果、さらにはこれまでの実績等について、委員間で十分に共有されていない部分もある。

特に、年間 9,000 万円以上という相当額の委託料を支出している以上、単に施設の維持管理を委託しているということだけではなく、それによって市がどのような効果を得ているのかについて、客観的に確認する必要がある。

については、委員の共通認識を図るため、公園に係る指定管理委託について、所管課から、導入の経緯、委託業務の内容、期待される効果及びこれまでの実績を含め、改めて説明をお願いしたい。

【説明員】

令和 5 年度から公園・児童遊園 82 か所の管理について、指定管理者へ委託している。これまで市が直接実施してきた、樹木の伐採・剪定、除草、施設設備の管理などを指定管理者が行っている。施設の管理運営が指定管理者の業務であり、大規模改修などは市が直接行う必要がある。

指定管理導入の効果として、富士見公園でマルシェを開催するなど地域コミュニティの醸成や無断キャンセルへの対応を徹底し、施設の利用率を増やすなど、ソフト面での効果が大きいと認識している。

【委員】

指定管理者への委託料について、毎年決まった金額を支払う仕組みと管理実績等に応じて変動する仕組みのどちらか確認したい。

【説明員】

指定管理期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間となっている。社会経済情勢の急激な変化等があった際は協議の上、委託料を変更する場合があるが、4年総額の委託料として決まった金額となっている。

【委員】

清流地区にある丸山下児童遊園では、クビアカツヤカミキリの駆除を行うなど、樹木の倒木については予防しているが、枝の落下等の危険があるため、適切な維持管理をお願いしたい。

【説明員】

公園樹木の倒木や枝の落下について、全国的な問題となっている。市内公園においても強風時に枝が落下するといったケースがあることは承知している。指定管理者においてもパトロールを行い、点検をしているが全てに対応できていない。危険が生じないように引き続き、点検等を行っていく。

【委員】

資料を見ると減価償却費が計上されていない施設もあり、施設の老朽化が進んでいることが推測できる。計画的な施設の更新等が必要ではないかと考える。

【事務局】

減価償却費については、市で整備している固定資産台帳に計上された数値を引用している。耐用年数内の既存施設がある場合や新たな設備投資を行った場合は減価償却費が計上される一方で、夜間照明施設など耐用年数を経過している施設がある場合は、減価償却費が計上されない状況である。

【委員】

市において、公園の管理運営に指定管理委託を導入した理由を確認したい。

【説明員】

これまでは市が直接公園の維持管理を行ってきたが、作業員の不足や維持管理の効率化を図ることを目的に指定管理委託を導入したものである。これにより、職員が公園のソフト面の業務に従事する時間を確保することができたという効果があった。

また、除草や高木剪定など市が維持管理していた時期は手が回らないという状況もあったが、委託後の高木剪定が3倍程度に増加するなど、効果が現れているものと認識している。

【委員】

今回の使用料改定により、市内利用者と市外利用者の差を設ける予定なのか確認したい。

【説明員】

今回の改定案では、市外利用者について、市内利用者の 2 倍の使用料を徴収することとしている。

【会長】

公園運動場使用料について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

羽村市の公園運動場使用料については、他市と比較して低い水準にある。本日の資料においても、野球場及びテニスコートについて、近隣 6 市（青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、あきる野市、羽村市）で比較したところ、羽村市の使用料が最も低いことが確認できる。

また、公園運動場については、令和 5 年度から 4 年間の契約で指定管理者による管理運営が行われており、指定管理者に支出する委託料は、初年度の 8,800 万円から、以後 3 年間について毎年約 2%上昇する契約となっている。

今後、指定管理に係る委託料が継続的に増加することを考慮すれば、施設の管理運営に要する財政負担に対応するとともに、受益者負担の適正化を図る観点からも、現行の使用料については見直しを行うことが適当である。

さらに、公園運動場は、市民の利用を基本とする施設であることを踏まえれば、羽村市在住者と市外在住者との間で使用料に差を設け、利用者負担の在り方に一定の差別化を図る料金設定とすることが適当である。市民の税負担によって整備及び維持されている公共施設について、市民と市外利用者との負担の在り方を区別することには、一定の合理性がある。

なお、施設の維持管理については、これまでの議論においても課題が指摘されていることから、市民から寄せられる施設の維持管理等に関する意見や要望については、市においてその内容を確認した上で指定管理者と適切に共有し、必要な改善につなげるとともに、市民サービスの向上を図るよう努めることを、付帯意見として付すこととする。

以上を、公園運動場使用料の見直しに関する使用料等審議会としての結論とする。

以上の結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、公園運動場使用料については、ただいま確認した内容の通り決定する。

【説明員】

指定管理者への維持管理等に係る指導等については、日々行っている。今後も引き続き、指定管理者と連携し、現場を確認しながら対応していく。

(4) 富士見公園クラブハウス使用料

【会長】

続いて、審議事項(4)「富士見公園クラブハウス使用料」について、所管課から説明をお願いする。

【説明員】

…(資料 4-1～4-4 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

第 1 ミーティングルームと第 2 ミーティングルームの使用料を同一にするという説明であったが、それぞれの面積が異なる中で、同一の使用料とすることは適当なのか確認したい。

【説明員】

第 1 ミーティングルームが 42 平方メートル、第 2 ミーティングルームが 24 平方メートルであり、2 倍弱面積が異なっている。

【委員】

利用者数の減少が大きいですが、使用料の値上げの影響があるのか。減少の理由をどのように分析しているのか確認したい。

【説明員】

クラブハウスについては使用料の改定は行っていない。利用者数が減っている状況にあるが、詳細は把握していない。

【委員】

部屋の面積が異なるのであれば、100 円程度の使用料差を設けたほうがよいと考える。差がない場合、大きい部屋を借りたほうがよいという心理が働くこととなり、小さい部屋を借りた人からは同じ値段なの狭いといった不満がでる可能性がある。

【説明員】

それぞれの部屋の使用料については検討したい。

【会長】

令和 5 年度の使用料等審議会においては、富士見公園クラブハウスの第 1 ミーティングルーム及び第 2 ミーティングルームについて、稼働率が低いことが課題として指摘され、利用促進を図る必要があるとの議論がなされていた。

そこで、前回の審議会において課題として指摘された事項について、その後どの程度改善が図られているのかを確認するため、現時点における第 1 ミーティングルーム及び第 2 ミーティングルームの稼働率について回答頂きたい。

【説明員】

クラブハウスは 365 日利用できる施設である。稼働率については、第 1 ミーティングルームは 32.6%、第 2 ミーティングルームは 34.5%である。

【会長】

前回の審議会で課題として認識されていたにもかかわらず、現時点でもなお稼働率が 3 割程度に

とどまっていることは、改善に向けた取組が十分な成果を上げていないことを示すものと受け止めざるを得ない。施設の利用や方法を積極的に周知し、利用につなげるための具体的な取組が必要である。

【説明員】

クラブハウスの利用がない場合は、指定管理者がダンススクールや太極拳教室などの自主事業を実施している。自主事業での利用は件数に含めていないため、数字以上の利用がある。

【委員】

自主事業参加者からは参加料を徴収しているのか。また、その参加料は市の収入となるのか。

【説明員】

自主事業の参加者からは参加費を徴収している。自主事業全体の収入は年間で1,000万円程度あり、指定管理者の収入として管理運営費に活用している。自主事業収入は市の収入とはならないが、指定管理委託料の積算に当たりその見込み額を差し引くため、指定管理委託料の引き下げには寄与している。

【会長】

富士見公園クラブハウス使用料について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

富士見公園クラブハウス使用料については、管理運営コストの増加に対応する必要があることに加え、現在、市民利用者と市民以外の利用者が同一の使用料となっていることから、その負担の在り方を見直す観点からも、現行使用料については見直しを行うことが適当である。

一方、所管課から示された改定案では、第1ミーティングルーム及び第2ミーティングルームについて、使用料を同一料金とする案となっている。しかしながら、両ミーティングルームは面積が異なっており、利用者が受ける便益にも差があることから、面積の異なる両室に同一料金を設定することは、受益の内容に差があるにもかかわらず負担を同一に扱うものであり、受益者負担の公平性の観点から、料金設定として合理性を欠く。

使用料の設定に当たっては、施設の規模、利用者が受ける便益等を踏まえ、受益者負担の公平性が確保されるような制度設計となるよう、料金設定を再検討する必要がある。

以上を、富士見公園クラブハウス使用料の見直しに関する使用料等審議会としての結論とする。

以上の結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、富士見公園クラブハウス使用料については、ただいま確認した内容の通り決定する。

(5) 公園夜間照明使用料

【会長】

続いて、審議事項(5)「公園夜間照明使用料」について、所管課から説明をお願いします。

【説明員】

…(資料 5-1～5-3 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

今後、電気代の値上がりが懸念されるが、どのように考えているのか。公共施設使用料の値上がりを防ぐため、電気代の補助・助成等を東京都等へ要望してはどうか。

【説明員】

電気代の値上がりについては、市でコントロールできる性質のものではないと認識している。使用料を改定する中で負担を軽減できればと考えている。

国において、電力事業者を通じた電気料の補助を行っていることは承知しているが、個別の補助等はないものと認識している。

【委員】

学校体育館の空調設備の使用料が 600 円であることから、改定案のテニスコート夜間照明についても同額であるため妥当であると感じたところである。

【職務代理】

使用料の値上げについては仕方がないことだと考える。富士見公園と武蔵野公園のテニスコートの夜間照明について、利用件数が大きく異なるが、夜間の利用が制限される事情があるのかなど、差が生じている理由について確認したい。

【説明員】

施設の故障など夜間利用を制限せざるを得ない事情や市として利用制限を行っているといった事実はない。

【委員】

テニスコート利用者としての所感であるが、武蔵野公園のテニスコートは土のコートで使い勝手が悪く、雨が降った後などは利用できない状況にあることも利用が少ない要因だと考える。

【説明員】

委員御指摘の通り、気象条件も利用にばらつきが生じる要因だと捉えている。

【会長】

公園夜間照明使用料について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

公園夜間照明使用料については、エネルギー価格の高騰などに伴う管理運営コストの上昇に対応する必要があることに加え、テニスコート及び陸上競技場について、近隣市と比較して使用料が低い水準にあること、また、現在、市民利用者と市民以外の利用者が同一の使用料となっていることから、その

負担の在り方を見直す観点からも、現行使用料について見直しを行うことが適当である。

なお、施設の維持管理については、これまでの議論においても課題が指摘されていることから、市民から寄せられる施設の維持管理等に関する意見や要望については、市においてその内容を確認した上で指定管理者と適切に共有し、必要な改善につなげるとともに、市民サービスの向上を図るよう努めることを、付帯意見として付すこととする。

以上を、公園夜間照明使用料の見直しに関する使用料等審議会としての結論とする。

以上の結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、公園夜間照明使用料については、ただいま確認した内容の通り決定する。

(6) 堰下レクリエーション広場使用料

【会長】

続いて、審議事項(6)「堰下レクリエーション広場使用料」について、所管課から説明をお願いします。

【説明員】

…(資料 6-1～6-4 について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

使用料の値上げについては仕方がないことだと考える。

堰下レクリエーション広場は照明がなく夜間真っ暗であるため、夏場は子供たちのたまり場になっていることもある。

以前、照明設備の設置について国土交通省へ要望したこともあるが、実現しなかった経過がある。子供たちの非行防止の観点から市として照明設備が設置できないか確認したい。

【説明員】

照明設備の設置については、以前から要望をいただき状況は承知しているが、河川区域の中であることから、許可を得ないと設備の設置ができない状況である。引き続き国土交通省と協議していきたい。

【会長】

堰下レクリエーション広場は、広い芝生に囲まれ、3か所の営火場において、キャンプファイヤーやバーベキューが可能であるなど、他の公園には見られない特色を有する施設である。

しかしながら、本施設は年間365日を通じて利用可能であるにもかかわらず、令和7年度実績における利用件数は113件にとどまっており、年間の利用可能日数に対して約3分の1程度の利用にとどまっている。この利用実績を踏まえると、本施設が十分に活用されているとは言い難く、さらなる利

用促進を図る余地がある。

また、令和５年度の使用料等審議会においても、市内にキャンプファイヤーやバーベキューが可能な施設が存在すること自体、十分に認知されていないのではないかと意見が出され、施設の周知・PRを積極的に行い、利用率の向上を図る必要があるとの議論がなされている。

さらに、動物公園駐車場使用料の審議の際にも指摘した通り、一般に、利用が集中する時期や時間帯には相対的に高い料金を設定する一方、利用が少ない時期や時間帯には低い料金を設定することは、利用の平準化と収益確保の双方の観点から合理性を有する。

したがって、堰下レクリエーション広場についても、利用者の多い休日には使用料を高く設定し、利用者が少ない平日には低く設定するなど、利用実態に応じた料金体系について検討すべきである。これは、単に収益の確保を図るという観点にとどまらず、利用の少ない平日への誘導による施設の有効活用や、利用実態に応じた受益者負担の適正化という観点からも意義があるものと考ええる。

【会長】

堰下レクリエーション広場使用料について、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

所管課の改定案は、管理運営コストの上昇へ対応するため、現行使用料を改定するとともに、用途が同一である３つの営火場について、使用料を同一とするものである。

当審議会としては、管理運営コストの上昇等を踏まえ、現行使用料を見直すこと自体は適当であると認識する。

一方で、堰下レクリエーション広場は、年間を通じて利用可能であるにもかかわらず、施設の利用件数が少ない状況にあることから、積極的な周知及びPRを通じて利用率の向上を図る必要がある。

また、料金体系については、単に現行使用料を一律に改定するだけではなく、利用実態を踏まえ、平日と休日で異なる料金を設定することなども含め、制度設計そのものについて改めて検討し、施設の利用促進につなげていくことを求める。以上を、使用料等審議会としての結論とする。

以上の結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、堰下レクリエーション広場使用料の見直しについては、ただいま確認した内容の通り決定する。

【会長】

続いて、次第の２その他について、事務局から説明をお願いします。

(1) 次回の審議会について

(2) その他

【事務局】

…(次回の審議会について、事務局から説明)

【会長】

本日は、特に動物公園入園料の見直しについて、活発かつ有意義なご議論を頂き、感謝申し上げます。
次回の第4回審議会では、水道料金をはじめ、4件の使用料について審議する予定である。次回も引き続き、委員各位の忌憚のないご意見を願います。

以上をもって、第3回羽村市使用料等審議会を終了する。

-----閉会-----